

第13回石垣島夜市

出店要項

期日：令和4年7月17日（日）

場所：石垣市役所旧庁舎正面駐車場

主催：石垣市商工会青年部

出店募集期間：令和4年6月15日～7月1日

出店者説明会：令和4年7月6日 商工会ホール

※5ブース限定とし応募が多数の場合は抽選とする

1. 目的
家族で楽しめる夜の新たな観光資源創出を趣旨として、コロナ禍が続く暗く落ち込んだ島に、再び明るく元気なイベントの復活を観光客・八重山群民ともに楽しむことができ、かつ、これまで51年間石垣市民の窓口、そして集いの場としてあり続けた旧庁舎へ感謝の意を込めて、市街地で消費の中心地である美崎町の活性化を目的とする。
2. 開催期間
令和4年7月17日（日）16時00分～21時00分（ステージは17時～）
※雨天時の開催判断については同日12:00に商工会青年部事務局からご連絡致します。
3. 実施場所
石垣市役所旧庁舎正面駐車場
4. 出店協力金
1 飲食 —~~15,000円~~ → 10,000円 キッチンカー限定
※5ブース限定とし応募が多数の場合は抽選とする
5. 出店協力金の徴収
1 出店協力金の徴収は、7月17日（日）石垣島夜市当日に夜市会場にて行います。
※夜市運営委員が夜市当日16時00分～21時00分の間に出店協力金の徴収に伺いますので支払いをお願いします。
6. 営業時間
令和4年7月17日（日） 16時00分～21時00分
※営業開始時間は、担当の運営委員がアナウンス致します。
7. 出店の設営及び撤去
1 店舗の設営 同日 11時00分～14時00分 ※夜間の照明は各自準備する事
2 店舗の撤去 同日 21時00分～22時00分
8. 出店業者の搬入搬出
1 夜市会場への車両乗り入れは15時30分～21時30分の時間帯は禁止とする。
※12時00分～15時30分、21時30分～22時00分の時間帯での車両乗り入れについては夜市実行委員に確認を取ること。
10. 出店業者の遵守すべき事項
(1) 出店要件
1 出店業者は、指定された場所を他人に転貸、又は目的外に使用してはならない。
又決められた場所以外では出店してはいけない。
2 出店業者は、申込み以外の物品等を新たに、取り扱う場合は、事前に主催者の承認を得ること。
3 出店業者は、保険者に出店予定届を提出すること。
4 アルコール類は販売しないこと ※※アルコール販売は主催者のみとする
5 出店業者は、盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。

6 火気を扱う場合は以下に留意すること

(A)カセットコンロを使用する際の留意事項

カセットコンロ本体やカセットボンベが異常に熱せられると、カセットボンベ内部が高圧になり爆発するおそれがあることから、以下の点に留意すること。

- (1)カセットコンロは2台以上並べて使用しないこと。
- (2)カセットボンベ容器のカバーを覆うような大きな調理器具を使用しないこと。
- (3)カセットコンロの上で炭の火おこしをしないこと。
- (4)消火器を準備すること。

(B)ガスコンロ等を使用する際の留意事項

(1)ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付け、適正な長さで取り付けること。

(2)ゴムホースはひび割れ等の劣化がないか点検すること。

(3)プロパンガスボンベを使用する場合は、火元近くを避ける且つ、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう固定すること。

(4)消火器を準備すること。出店業者は、できるだけすべての商品に販売価格を表示すること。

7 前売り券（チケット）等での販売は行わないこと。

8 出店業者は営業従事者に対し、この要項を熟知させ遵守させること。

9 21時00分には売り場全面の電球は全て消し、速やかに片付けに入り、22時00分までに片付けを終了すること。

10 出店に関する事（夜市運営に関する事も含む）は石垣島夜市実行委員会及び商工会青年部夜市担当者の指示に従うこと。

11 販売時に使用する容器について、プラスチック製は禁止とする。

(2) 出店範囲（キッチンカー）全5ブース

①1ブースのサイズは3M×6Mとする。

※サイズ内に収まらない場合は担当と協議すること

②ブース前方に通行のさまたげになる物品を置くことは禁ずる。

③ブース固定時にアスファルトへのくぎ及び杭打ち等を禁ずる。（土嚢等で固定すること）

④旧庁舎では電気・水道が停止されているため、必要な場合は各自準備すること

(3) 衛生管理

①各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃について、責任をもって行うこと。

②飲食店業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。

③油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁ずる。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理すること。

④各自生ゴミ、資源ごみ、廃油等のゴミは責任を持って営業終了後に持ち帰ること。

(4) 免責

万一盗難等不測の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

(5) 営業停止

主催者は、出店業者がこの要項に反する行為を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命ずることができる。

尚、出店協力金は返さないものとし、別途罰則金1万円を請求いたします。

(6) その他

- ①商品券の取り扱いについて主催者は関知しない。
- ②この要項に規定されていない事項については、主催者の指示に従うこと。

11. コロナ感染対策について

- ① 以下の事項に該当するスタッフがいる場合は、自主的に参加を見合わせる事
(開催当日、夜市実行委員会に書面・口頭・自己申告などにより確認を行う)。
- (ア) 体調が優れない場合(37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異
などの症状がある場合)
- (イ) 同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合
- (ウ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地
域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

※当日、出店キャンセルとなった場合は出店料金の返却には応じかねます

※事前に出店を見合わせざるを得ないことが判明した場合は、ただちに夜市実行
委員会に連絡をお願いします(出店料金の返却については協議となります)

- ② 飛沫汚染を防ぐため、調理スタッフ・販売スタッフ全員分のマスクを持参・着用
すること。フェイスシールド可。
- ③ 消毒用アルコールを用意し、こまめな手指消毒を実施すること。
- ④ マスク着用による熱中症に十分注意し、こまめな水分の補給や体温上昇を抑える
工夫(アイスボックス持参など)を施すこと。
- ⑤ 他の参加者、関係スタッフ等との社会的距離(最低1m)を意識すること。
(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑥ 店舗では、各店舗の衛生管理者の指導の下、衛生面には十分配慮すること。感染
防止のために夜市実行委員会が定めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。